

○大学院給付奨学金規程

平成22年6月18日

制定

(目的)

第1条 大学院奨学金は、研究及び学業等において本学大学院生の模範となるべき人材の育成を目的として給付する。

(選考手順)

第2条 学長は、奨学金給付希望者を公募し、奨学生を決定するために奨学生選考委員会に諮る。

(決定)

第3条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会が、学力及び人物がともに優秀で、向学心堅固な者を出願者中より選考し、所属研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

2 奨学生の採用人数は、研究科定員の半数を基準として学長が毎年度予算の範囲内でこれを決定する。

(奨学生選考委員会)

第4条 奨学生選考委員会は、各研究科委員会委員と学生センター長とをもって構成する。

(給付金額等)

第5条 奨学金の年間給付額は、原則として年額授業料の50%とする。

2 各研究科において、特に秀でた者については所属研究科長の推薦、所属研究科委員会の議を経て、奨学生選考委員会に諮り、学長は年額授業料の全額を給付することができる。

3 奨学金の給付は、当該年度とする。

ただし、奨学生が次年度において継続して出願することを妨げない。

(資格取消し)

第6条 奨学生が学業の状況等により奨学生として適格性を欠いたと認められたときは、奨学生の資格を取り消す。

(取消手続)

第7条 前条による資格の取消しは、所属研究科委員会の議を経て、学生センター長が奨学生選考委員会に諮り審議し、学長が決定する。

(奨学金返還)

第8条 奨学金は、返還することを要しない。ただし、次に掲げる場合には、学長は、奨学金の返還を請求することができる。

- (1) 奨学生が奨学金を第1条に定める目的に反して用いたとき。
- (2) 奨学金受給後において、奨学生として適格性を欠いたと認められたとき。
- (3) 奨学生が退学等により本学大学院生でなくなったとき。

(所管)

第9条 本規程に関する所管は、教務学生事務部学生センターとする。

(併給)

第10条 日本学生支援機構の支給する奨学金、その他の奨学金との併給は、妨げない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。(組織の再編による改正他)

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。(奨学金給付対象要件の変更による改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(給付金額等の変更による改正)